

第9期計画の構成(案) ～新旧対照表～

◎令和5年7月頃に国から提示される予定の「基本指針(案)」で、記載を充実すべき事項が示された場合、構成及び施策体系において対応する。

【資料7】

千葉市高齢者保健福祉推進計画 (第8期介護保険事業計画)	
第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 関連する計画との関係 4 計画期間 5 介護保険制度改正の主な内容
第2章 千葉市の高齢者を取り巻く状況	1 高齢者人口等の推移 2 介護保険事業等の現状 3 各種基礎調査からみた現状 4 第7期計画における取組み及び課題 5 日常生活圏域の状況
第3章 計画の基本的な考え方	1 千葉市の2025年及び2040年の目指す将来像 2 基本理念・基本目標 (基本理念) 支え合いがやすらぎを生む、あたたかなまちへ (基本目標) 高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る ～地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・強化を目指す 3 基本方針 4 施策の体系 5 自立支援・重度化防止の取組目標
第4章 施策の展開	基本方針1 高齢者が生きがいを持って元気でいるための地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～ 基本方針2 支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられるまちを目指して 基本方針3 だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して 基本方針4 必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指して 基本方針5 適正な介護を提供するために
第5章 保険給付費等の見込みと介護保険料	1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み 2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み 3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み 4 第1号被保険者の保険料
第6章 資料編	計画の推進に向けて 他

千葉市高齢者保健福祉推進計画 (第9期介護保険事業計画)	
第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 関連する計画との関係 4 計画期間 5 介護保険制度改正の主な内容
第2章 千葉市の高齢者を取り巻く状況	1 高齢者人口等の推移 2 介護保険事業等の現状 3 各種基礎調査からみた現状 4 第8期計画における取組みと評価及び課題 5 日常生活圏域の状況
第3章 計画の基本的な考え方	1 千葉市の2040年の目指す将来像 2 計画の基本理念・基本目標 (基本理念) <u>みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ</u> (基本目標) <u>高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る</u> ～地域共生社会の実現を念頭に、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す～ 3 <u>新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響と今後の取組方針</u> 4 基本方針 5 施策の体系 6 自立支援・重度化防止の取組目標
第4章 施策の展開	基本方針I <u>高齢者が活躍し、生きがいを持って元気でいられる地域づくりを目指して～健康寿命の延伸～</u> 基本方針II <u>困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して</u> 基本方針III <u>支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまちを目指して</u> 基本方針IV <u>認知症の人や家族が希望を持って地域の中で暮らし続けられる社会を目指して</u> 基本方針V <u>必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して</u> 基本方針VI <u>だれもが働きやすい介護現場を目指して</u> 基本方針VII 適正な介護を提供するために
第5章 保険給付費等の見込みと介護保険料	1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み 2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み 3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み 4 第1号被保険者の保険料
第6章 資料編	計画の推進に向けて 他

見直し1 コロナの影響と今後の取組方針を記載する。

コロナの流行により、外出が制限され、人との交流や地域活動が減少した。コロナの流行が高齢者福祉に与えた影響を振り返り、今後の取組方針を検討する項目を第3章に位置付けた。

見直し2 基本方針を5項目から7項目に変更する。

(1) 少子高齢化や地縁の希薄化などが進み、福祉の課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題に対し既存のしくみだけでは解決できない問題が生じている。困っている人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、相談体制の構築を重要なテーマと位置付け、「基本方針II」に位置付けた。

(2) 高齢者人口の増加に伴い介護ニーズが増加・複雑化する一方で、生産者人口は減少し、介護人材不足は慢性化している。また、人材を雇用するために賃金を上げたり人材紹介業者を使用したりするなど、雇用経費が高騰している。介護保険事業所が安定的に人材を確保し、運営体制を維持することが、かつてなく難しくなっていることから、介護人材確保を重要なテーマとして位置付け、「基本方針VI」に位置付けた。

【基本方針I】

高齢期の健康づくりは、栄養(食と口腔)と身体活動と社会参加を一緒に進める必要がある。健康教育の場やコロナ禍で減少した地域活動に高齢者が積極的に参加していただくこと等で、高齢者自身の健康づくり及び介護予防の取組みを推進する。

【基本方針II】(新設)

近年の家族介護者の過重負担の問題や制度の谷間でサービスを受けられないなどの問題を踏まえ、専門性を維持しつつも分野横断的な相談支援体制の充実が大きなテーマとなっていることを受けて、新たな基本方針として位置付けた。

【基本方針III】

現行計画の「基本方針2」の大部分を承継するものである。地域包括ケアシステムの5つの柱のうち、「住まい」(基本方針V)、「介護予防」(基本方針I)、「介護」(基本方針Vに大部分を記載)は、それぞれの基本方針の中に位置付けた上で、災害時の支援、エンディングサポートなどを含む在宅生活の支援について包括的に記載した。

【基本方針IV】

認知症施策推進計画としての位置づけもある部分であり、現行計画と同様であるが、認知症基本法の趣旨等を踏まえ、認知症の普及啓発や認知症本人の発信支援等の各種施策を促進する。

【基本方針V】

介護保険事業計画の中心をなす部分であり、現行計画の「基本方針4」と同様に需要に対応できるサービス提供体制の整備を目指す。

【基本方針VI】(新設)

介護人材確保は、現行計画の「基本方針5」の中に位置付けられていたが、かつてなく厳しい状況にあり、国の基本指針(案)においても重要な事項として位置付けられていることから、独立した基本方針とし、人材確保に向けた取組みを強化する。

【基本方針VII】

現行計画の「基本方針5」を引き継ぐものであり、認定業務の効率化のほか保険者機能の強化による制度の安定をめざす。

